

沼津市街頭防犯カメラの設置及び運用に関するガイドライン

1 目的

このガイドラインは、街頭防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）の設置及び運用について配慮すべき事項を定めることにより、防犯カメラにおける犯罪防止の有効性とプライバシーの保護との調和を図り、街頭防犯カメラを設置又は運用する者（以下「設置者等」という。）の適切な管理及び運用を図ることを目的としています。

2 定義

(1) 防犯カメラ

このガイドラインにおける防犯カメラとは、犯罪の防止を目的（犯罪の防止を副次的目的とする場合も含む）として、公共空間に向けて特定の場所に継続的に設置され、現に撮影するビデオカメラ及びこれに附属する機器であって、かつ、画像記録機能を有するものをいいます。

(2) 画像

画像とは、防犯カメラにより撮影又は記録されたものであって、それによって特定の個人又は物を識別することができるものをいいます。

画像は「個人情報の保護に関する法律」における保護の対象となります。

(3) 公共空間

公共空間とは、道路、公園、広場、駐車場、地下道など不特定多数の者が自由に利用又は通行できる空間をいいます。

3 設置者等が行うべきこと

(1) 管理責任者の指定

設置者等は、防犯カメラを設置、運用するにあたり、その適切な管理を図るため、管理責任者を指定する必要があります。

(2) 設置の目的

設置者等は、防犯カメラの設置目的を明確にしておく必要があります。

(3) 目的外運用の禁止

設置者等は、設置目的から逸脱した運用をしてはいけません。

4 防犯カメラの設置の明示

防犯カメラの設置にあたっては、設置箇所の見やすい場所に、防犯カメラが設置されている旨や管理責任者の氏名、その連絡先を分かりやすく表示することが必要です。

さらに、犯罪抑止効果を高めるため、設置箇所のみではなく、撮影区域外にも同様の表示をすることが望ましいでしょう。

5 防犯カメラの設置箇所及び撮影範囲

防犯カメラを設置するにあたっては、犯罪の抑止効果を高めるとともに、不必要な個人の画像の撮影を防ぐために、撮影区域を必要最低限の範囲とする必要があります。

また、設置者等は特定の個人若しくは物を、遠隔操作等で継続して追跡撮影するなどの使用をしてはいけません。

6 画像データの保存・取扱い

(1) 操作担当者の指定

設置者等は、防犯カメラ及びそのモニター等を設置する場合は、その操作を行う者を指定し、管理責任者及び指定された操作担当者以外の者が取扱うことのないようにしましょう。

(2) 画像データの保存期間

画像データの漏えい、滅失、き損、流出、改ざん等の防止その他安全管理を徹底するため、保存期間は、原則として概ね1箇月以内の必要最低限の期間とし、不必要な画像データの保存はやめましょう。

(3) 画像データ等の厳重な管理

防犯カメラのモニターや録画装置、画像データを記録した記録媒体（ビデオテープ、DVD、外付ハードディスク等）やパソコンについては、管理責任者や操作担当者以外の者が立ち入ることが出来ない施錠ができる室内又は設備等で、かつ、関係者以外の者が容易に見渡せない場所で厳重に管理し、外部への持ち出しができないよう十分に注意しましょう。

(4) 画像データの消去

保存期間が経過した画像データは、直ちに消去しましょう。

また、記録媒体等を廃棄する場合には、画像データの漏えい防止のため、破砕、切断等の処分をしましょう。

7 秘密の保持

防犯カメラの管理責任者及び操作担当者は、画像及び画像データから知り得た情報を第三者に漏らしてはなりません。

8 画像データの外部提供

設置者等は、原則として、第三者に画像提供をしてはいませんが、事件捜査等のため警察等に画像データを提供する場合など、例外として画像を提供する際は、組織内で提供手続きのルールや基準などを定め、適正に運用しましょう。

9 苦情等の処理

設置者等は、防犯カメラの設置及び運用に対する苦情や問い合わせを受けたときは、誠実かつ迅速な対応に努めましょう。

10 その他

設置者等は、このガイドラインを踏まえた運用が行われるよう、設置や運用に関する規程（以下「管理規程」という。）を定め、その内容を周知徹底することが必要です。

また、防犯カメラの管理業務を事業者に委託する場合は、委託事業者に対し、当ガイドラインで示した管理、運用規定を徹底させる必要があります。

11 ガイドラインの見直し

このガイドラインは社会情勢等の変化をふまえ、必要に応じて見直すこととします。